

石川県公報

令和7年3月4日

第13787号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示	公告
○家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査の実施(畜産振興・防疫対策課) 1	○大規模小売店舗の新設の届出の公告(経営支援課) 3
○豚熱の予防のための注射の実施(同) 3	○都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告(都市計画課) 4
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意の認定(水産課) 3	○令和7年二級建築士試験及び木造建築士試験の公告(建築住宅課) 5

告示

石川県告示第57号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査を次のとおり実施する。

令和7年3月4日

石川県知事 馳 浩

第1 ヨーネ病

1 実施の目的

発生予防(清浄性の確認)のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びその牛と同一施設内で飼育している牛
- 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛のうち家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- その他、家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。)別表第1に基づく方法

第2 伝達性海綿状脳症

1 実施の目的

清浄性の確認のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針(平成27年4月1日農林水産大臣公表。以下「BSE指針」という。)において、検査対象とされる牛

4 実施の期日

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

規則別表第1及びBSE指針に基づく方法

第3 豚熱

- 1 実施の目的
免疫付与状況等の確認のため
- 2 実施する区域
県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚
- 4 実施の期日
令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 検査の方法
豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づく方法

第4 高病原性鳥インフルエンザ

- 1 実施の目的
発生予察のため
- 2 実施する区域
県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で100羽以上の家きんを飼養している施設において家畜保健衛生所長が必要と認める家きん
- 4 実施の期日
令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 検査の方法
血清抗体検査（エライザ法及び寒天ゲル内沈降反応）

第5 腐蝕病

- 1 実施の目的
発生予防（清浄性の確認）のため
- 2 実施する区域
県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている蜜蜂のうち家畜保健衛生所長が必要と認める蜜蜂
- 4 実施の期日
令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 検査の方法
臨床検査、ミルクテスト及び細菌検査

第6 アカバネ病

- 1 実施の目的
発生予察のため
- 2 実施する区域
県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている牛のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるワクチン未接種の未越夏の牛
- 4 実施の期日
令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査

第7 オーエスキー病

- 1 実施の目的
発生予防（清浄性の確認）のため
- 2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚

4 実施の期日

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査

石川県告示第58号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、豚熱の予防のための注射を次のとおり実施する。

令和7年3月4日

石川県知事 馳 浩

1 実施の目的

発生予防のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 注射の方法

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づく方法

石川県告示第59号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年3月4日

石川県知事 馳 浩

小松市、美川、金沢市、南浦、羽咋、柴垣、高浜、志賀町、福浦港、西海、輪島、小木、能都及び鶴の浜

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和7年3月4日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルエー部入道店

白山市部入道町土地区画整理事業施行地内 4街区3外24筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社マルエー 代表取締役 山本 一郎

- 白山市鶴来本町一丁目ワ111番地
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社マルエー 代表取締役 山本 一郎
白山市鶴来本町一丁目ワ111番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年10月19日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,210平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 62台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 13台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
位置 縦覧による。
面積 67平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 縦覧による。
容量 28立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前8時から午後10時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分から午後10時15分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 2箇所
位置 縦覧による。
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後6時まで
- 7 届出年月日
令和7年2月18日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び白山市商工課
- 9 届出等の縦覧期間
令和7年3月4日から同年7月4日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和7年7月4日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

令和7年3月4日

石川県知事 馳 浩

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
---------------	--------	---------	--------

小松都市計画道路事業 3・5・36号 粟津津波倉線	石川 県	小松市白江町リ61番地1 南加賀土木総合事務所	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし
---------------------------------	------	----------------------------	--------------------------------------

令和7年二級建築士試験及び木造建築士試験の公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定による令和7年二級建築士試験及び木造建築士試験を公益財団法人建築技術教育普及センターに委託し、次のとおり実施する。

令和7年3月4日

石川県知事 馳 浩

1 試験の日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

令和7年7月6日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

イ 設計製図の試験

令和7年9月14日（日）午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

令和7年7月27日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

イ 設計製図の試験

令和7年10月12日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験場

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

野々市市扇が丘7-1

金沢工業大学

イ 設計製図の試験

金沢市鞍月2丁目1

石川県地場産業振興センター

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

野々市市扇が丘7-1

金沢工業大学

イ 設計製図の試験

金沢市鞍月2丁目1

石川県地場産業振興センター

3 受験申込手続

受験申込手続については、公益財団法人建築技術教育普及センターの定めるところによる。

4 その他

(1) 設計製図の課題は、二級建築士試験にあつては令和7年6月18日（水）頃から、木造建築士試験にあつては令和7年6月25日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。

(2) 受験申込書及び受験要領の請求、詳細な点についての問合せ等は、公益財団法人建築技術教育普及センター又は一般社団法人石川県建築士会へすること。

